

<大垣共立> 電子交付サービス利用規定

OKB 大垣共立銀行

適用開始日 2021年8月2日

（規定の趣旨）

第1条 本規定は、株式会社大垣共立銀行（以下「当社」）が、＜大垣共立＞スーパーOKダイレクト利用規定第10条「投資信託サービス」を利用されるお客さまに対し、第2条に定める書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を利用する方法（以下「電磁的方法」）により提供するサービス（以下「電子交付サービス」）を利用するにあたって必要となる事項を定めたものです。

（電子交付書面）

第2条 お客さまが、本規定により電子交付サービスを利用できる書面（以下「電子交付書面」）は、金融商品取引法などに定められている交付すべき書面、および当社が提供するその他の報告書などのうち、以下の書面とします。

- ① 取引報告書
- ② 再投資報告書
- ③ 取引残高報告書
- ④ 運用報告書
- ⑤ 特定口座年間取引報告書
- ⑥ 第4条第3項により電子交付サービスの対象となった書面

なお、本規定により電子交付サービスを申し込まれた書面については郵送を停止させていただきます（②は郵送による交付はありません）。

また、③および⑤には記載事項として公共債取引も含まれます。

（電磁的方法による交付方法）

第3条 本規定により、当社が行う電子交付サービスとは、電子交付書面を＜大垣共立＞スーパーOKダイレクト（インターネットバンキング）ホームページ（以下「OKDホームページ」）において、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハの方法）により、提供するサービスです。

（電子交付サービスの申込）

第4条 お客さまは、本規定を承諾のうえ、当社所定の書面の提出またはOKDホームページより電子交付サービスを申し込むものとします。

- 2 第2条に定めた電子交付書面は、⑤を除き、書面ごとに電子交付か郵送による交付かを選択することはできません。
- 3 当社は、対象となる電子交付書面を任意に追加または削除できるものとし、その場合は、事前にOKDホームページなどで公表するものとします。

（電子交付サービスの留意点）

第5条 当社は、電子交付サービスの提供にあたり、次のとおり取り扱うものとします。

- （1）当社は、お客さまが端末を使用して電子交付書面を紙媒体で出力できるように、OKDホームページ上で閲覧に供します。また、お客さまの端末上に電子交付書面を保存することも可能です。
- （2）電子交付書面はAcrobat Readerにより閲覧できるPDFファイルとします。当社は、お客さまが電子交付書面を閲覧するために必要な情報（リンクなど）をOKDホームページ上に記録するものとします。
- （3）お客さまは、電子交付サービスを利用するために必要なOSなどをお客さまの端末にご用意いただく必要があります。なお、必要なOSなどに変更が生じる場合は、OKDホームページ上であらかじめ通知します。
- （4）当社は電子交付サービスのすべてもしくは一部が著しく困難となった場合、第2条に定めた電子交付書面のうち②を除き、電子交付書面の提供に代えて、紙媒体にて郵送により交付するものとします。
- （5）当社は以下による場合を除き、電子交付書面について、お客さまの閲覧に供した日以後5年間、OKDホームページ上で閲覧に供するものとします。
 - ① 当社が当該電子交付書面に代えて、紙媒体により交付を行った場合
 - ② 当社がお客さまの承諾を得たうえで、他の電磁的方法などにより当該電子交付書面の交付を行った場合

- (6) 本規定によりお客さまが電子交付サービスを申し込まれた後、当社店頭において行われた証券取引も、電子交付サービスの対象となります。
- (7) 当社は、お客さまにあらかじめ通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンターなどが定期または不定期に行うメンテナンスのために、電子交付サービスを中断する場合があります。

(解約)

第6条 当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、電子交付サービスを解約するものとします。

- (1) お客さまが当社所定の方法により、電子交付サービスの解約を申し出られた場合
- (2) お客さまが<大垣共立>スーパーOKダイレクトを解約された場合
- (3) <大垣共立>スーパーOKダイレクト利用規定第20条の規定にもとづき、当社が<大垣共立>スーパーOKダイレクトのサービスを解約もしくは停止した場合
- (4) 次に掲げるいずれかの事由またはその他のやむを得ない事由により、当社が電子交付サービスの解約を申し出た場合
 - ① 当社の証券総合取引約款または証券振替決済口座管理規定などに照らし、お客さまによる電子交付サービスの利用が不相当であると当社が判断した場合
 - ② お客さまが当社への届出事項などにつき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合
 - ③ お客さまが本規定に違反した場合
 - ④ お客さまが電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当社が判断した場合
 - ⑤ 上記のほか、お客さまによる電子交付サービスの利用が不相当であると当社が判断した場合
- (5) 当社が電子交付サービスを終了した場合

(免責事項)

第7条 <大垣共立>スーパーOKダイレクト利用規定第19条の他に、次に掲げる事項については、当社はその責任を負いません。

- (1) 第4条第3項に定める電子交付書面の加除により生じた損害
- (2) 第5条(4)の紙媒体による交付を行ったことにより生じた損害(当社に重大な過失がある場合を除く)
- (3) 第5条(7)のメンテナンスのために、電子交付サービスが一時的に利用できないことにより生じた損害
- (4) 第6条に定める電子交付サービスの解約により生じた損害
- (5) 端末機、通信回線、コンピューターなどの障害による電子交付サービスの伝達遅延、不能などにより生じた損害(当社に重大な過失がある場合を除く)

(他の規定・約款との関係)

第8条 本規定に定めのない事項については、証券総合取引約款および<大垣共立>スーパーOKダイレクト利用規定などお客さまに適用される他の規定・約款により取り扱います。

(本規定の変更)

第9条 法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動、その他電子交付サービスを提供していくうえで当社が必要と判断したときには、本規定を改定することがあります。

- 2 改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法により周知します。

以 上